

柏崎市原子力災害広域避難計画の修正案の概要

修正の経緯等

- 本市では、原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、「柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)」に基づき、「柏崎市原子力災害広域避難計画」策定している。
- この度、原子力災害対策指針の改正、新潟県原子力災害広域避難計画の改定を踏まえて、修正を行い、合わせてデータの時点修正を行うもの。
- 本計画は、「原子力災害対策指針」や「新潟県原子力災害広域避難計画」を反映させるとともに、現時点における広域避難に関する考え方及び具体的な対応等をまとめたものである。
- 今後、国、県及び関係市町村等との協議・検討結果を踏まえた修正を加えていき、新潟県原子力防災訓練の検証結果も反映させていく。

修正のポイント

1 緊急事態区分の表記を適正化

緊急事態区分の略称表記と緊急時活動レベルの表記が混在していたことから、緊急事態区分の表記について、警戒事態(A L)、施設敷地緊急事態(S E)、全面緊急事態(G E)に記載を変更。

2 施設敷地緊急事態要避難者の定義の変更

(第2章「3 防護措置の実施基準」)

原子力災害対策指針の改正により施設敷地緊急事態要避難者の定義が変更になったことから、記載を修正し、対象となる人数を新たに「第7章 柏崎市地域別避難先等一覧」に記載。

3 安定ヨウ素剤の事前配布及び緊急配布場所

(第4章「6 安定ヨウ素剤の配布及び服用」)

今年度から実施する避難準備区域(U P Z)における事前配布を新たに記載し、自家用車で避難する人の緊急配布場所の見直しを実施。

4 地区ごとの人口等データ

(第7章「柏崎市地域別避難先等一覧」)

地区別避難先等一覧に記載していた人口データ等を、地区別の状況を的確に把握できるよう、第7章に新たに記載。併せて、施設敷地緊急事態要避難者の定義変更に伴う対象者数を追加。

時点修正箇所

- 人口データ(令和4(2022)年4月1日現在) 第2章、第7章
- 西山コミュニティセンター統合関係 第2章、第4章、第7章